

弁護士による無料法律相談

要予約

離婚前・離婚後に養育費を取得するための
取り決め、支払い履行・強制執行等に関する
無料法律相談を実施します。



養育費は受け取れるの？

養育費が支払われなくなってしまった・・・

親子交流の決め方、財産分与の対象 など

悩まずに、弁護士に相談してください

【相談日】 毎月第3水曜日

① 13:30～ ② 14:30～ ③ 15:30～

【時間】 60分以内

【回数】 ひとり2回まで

【内容】 養育費に関すること

※離婚、親権、親子交流、慰謝料、財産分与なども併せて
相談することができます。

【場所】 ニコニコこども館 3階

事前の申し込みが必要です

※電話又は直接窓口で受付してください

申込
受付

024-924-3341

受付時間 8:30～18:00 (第3土曜日とその翌日、年末年始を除く)

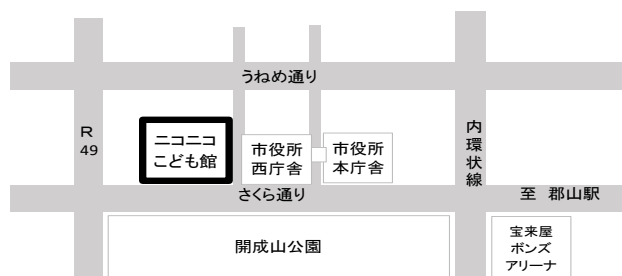
郡山市こども家庭課

郡山市桑野一丁目2番3号

ニコニコこども館 3階

TEL: 024-924-3341 FAX: 024-933-6665

e-mail: kodomokatei@city.koriyama.lg.jp



令和7(2025)年度 郡山市養育費等に関する弁護士法律相談事業

利用対象者	対応する弁護士
ひとり親世帯の父・母、寡婦、離婚前の父母で郡山市にお住まいの方、又は勤務している方	福島県弁護士会郡山支部に属する弁護士 ※弁護士の指定はできません
相談内容	利用申込
養育費に関すること ※離婚、親権、親子交流、慰謝料、財産分与なども併せて相談することができます。	相談日の2日前までに申し込みが必要です。 電話又はこども家庭課窓口で受付してください。 ※決定次第、相談日時を通知します。
利用回数・相談時間	相談日当日
利用回数：ひとり2回 相談時間：60分以内 (相談内容の確認時間等を含む)	相談時間の5分前までに、ニコニコこども館3階こども家庭課にお越しください。 ※相談に際し、こども家庭課職員が同席しますのでご了承ください。
相談場所・相談日・時間	相談員の配置
①相談場所：ニコニコこども館 3階 ②相談日：毎月第3水曜日 ③対応時間（各時間1名） ア 13：30 ～ 14：30 イ 14：30 ～ 15：30 ウ 15：30 ～ 16：30	弁護士による無料法律相談の他、こども家庭課内に相談員を配置し、電話や窓口で随時相談をお受けしています。

令和7年度 相談日（毎月第3水曜日）

相談日	申込締切	相談日	申込締切	相談日	申込締切
4月16日（水）	4月14日（月）	8月20日（水）	8月18日（月）	12月17日（水）	12月15日（月）
5月21日（水）	5月19日（月）	9月17日（水）	9月12日（金）	令和8(2026)年 1月21日（水）	令和8(2026)年 1月19日（月）
6月18日（水）	6月16日（月）	10月15日（水）	10月10日（金）	2月18日（水）	2月16日（月）
7月16日（水）	7月14日（月）	11月19日（水）	11月17日（月）	3月18日（水）	3月16日（月）